

住民活動補償制度のご案内

伊達市では、住民の皆さまが安心して地域の住民活動に参加できるよう、住民の皆さまが活動中に誤って他人にケガをさせてしまったり、他人の物を壊してしまったりした場合の賠償責任を補償する保険に加入しています。

対象となる活動

市のために行われる、無報酬・公益的・自発的・継続的・計画的な活動が対象となります。

<対象となる活動の例>

- ・町内会・自治会の活動（懇親を目的とするイベント等を除く）
- ・市所有施設の管理活動
- ・地域清掃活動
- ・地域住民による防犯パトロール

<対象とならない活動の例>

- ・町内会・自治会が行うレクリエーション
- ・祭り
- ・趣味のサークル活動

※上記はあくまで一例であり、保険の適用の可否は個別に判断します。

補償内容

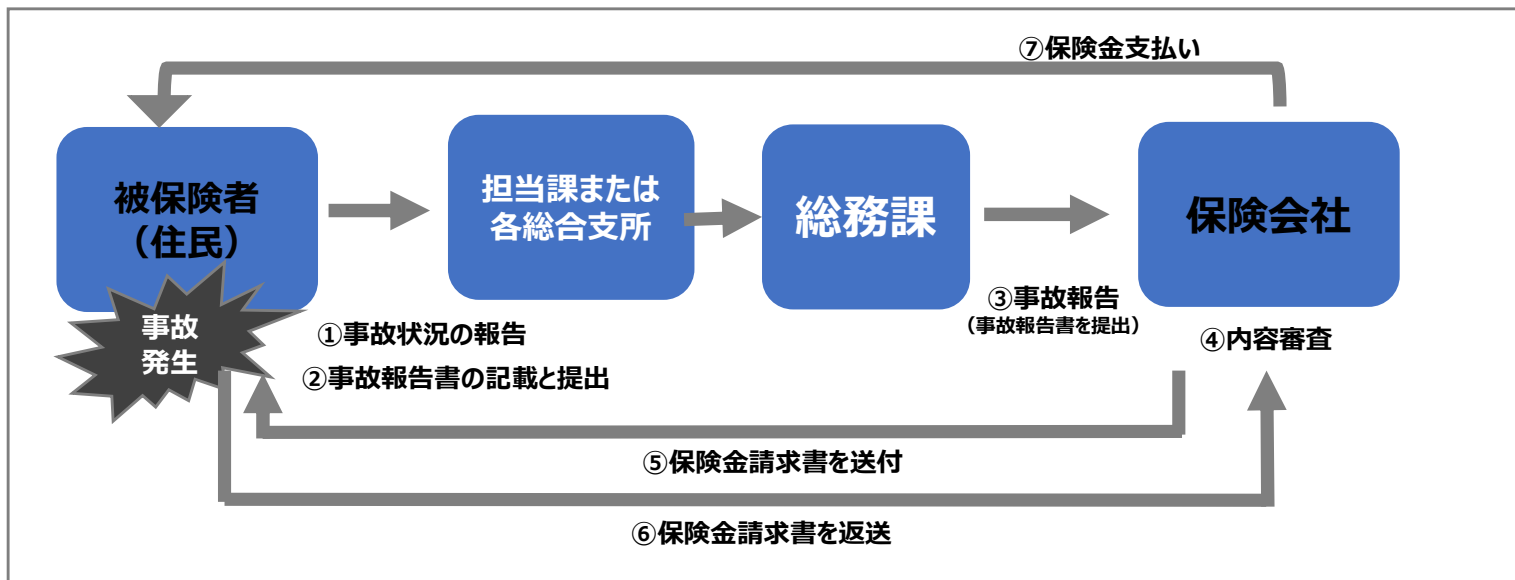
補償金の種類	補償内容	支払限度額
身体賠償	他人の生命・身体に損害を与えたとき	1億円（1名1事故）
財物賠償	他人の財物に損害を与えたとき	1億円

補償の対象とならない場合

- ・故意
- ・地震、噴火または津波
- ・核燃料物質の有害な特性などによる事故
- ・心神喪失に起因する事故
- ・航空機、自動車または銃器の所有、使用または管理に起因する事故
- ・被保険者の職業上の職務遂行に直接起因する事故
- ・人または、動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、救急救命処置または死体の検案に起因する事故
- ・医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示に起因する事故
- ・専門職業人資格に基づいて行う施術に起因する事故
- ・交通事故の自車両の費用及び相手方（同乗者）への賠償（自動車保険の補償対象となります）
- ・以下の方への賠償は補償されません
 - 被保険者の配偶者
 - 被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
 - 被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚のお子様など

事故が発生した場合

- ①活動に関する担当課または最寄りの各総合支所までご連絡をお願いします。
- ②事故報告書を市へご提出ください。（事故の状況が確認できる写真なども合わせてご提出ください）
- ③市から保険会社へ報告します。
- ④保険で対象となるかどうかを審査します。
- ⑤保険で対象となる場合、保険会社から被保険者の方へ保険金請求書をお送りします。
- ⑥所定の項目を記載のうえ、保険会社へ返送してください。
- ⑦ご指定の口座に保険金が支払われます。



【ご注意点】

- ・保険請求時には、活動の具体的な内容がわかる書類（活動日時、場所、内容などが記載されたもの）、参加者名簿、事故時の写真などが必要となります。
- ・市および保険会社は、賠償事故の相手方との示談交渉は行えませんので、被保険者ご本人に行っていただく必要があります。
- ・保険金支払い可否の判断は保険会社にて行います。

【事故発生時の連絡先】

担当課または最寄りの各総合支所

伊達総合支所：024-583-2111

梁川総合支所：024-577-1111

保原総合支所：024-575-2111

霊山総合支所：024-586-3401

月舘総合支所：024-572-2111

【総合賠償補償保険について】

総務課総務係

電話番号：024-575-1239